

# 令和4年度 第2回岩手県文化財保護審議会 審議資料

## ○事務報告

資料 1-1 国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2 令和3・4年度の埋蔵文化財調査体制等について	5
資料 1-3 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	6
資料 1-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	7
資料 1-5 「明治日本の産業革命遺産」について	8
資料 1-6 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	9
資料 1-7 改正文化財保護法に係る取組みについて	10

## ○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2 紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳	12
【有形文化財（美術工芸品のうち歴史資料）、二戸市】	

## ○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	25
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	26
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	27
・ 岩手県内指定文化財等件数一覧	34
・ 過去10年間における文化財指定物件一覧	35
・ 過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	36

## 国・県指定文化財の指定等の状況について

## 1 国指定等文化財の指定等の状況について

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	重要文化財 (建造物)	旧千葉家住宅 五棟〔遠野市〕	追加指定	R4.9.20
2	特別史跡	無量光院跡〔平泉町〕	追加指定	R4.11.10

## 2 県指定文化財の指定等の状況について

## (1) 指定等

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
—	—	—	—	—

## (2) 現状変更許可

許可日	区分	名称〔所在地〕	内容	申請者
R4.10.14	県史	大館町遺跡〔盛岡市〕	水道施設の改修	盛岡市上下水道事業者 管理者
R5.1.11	県名 天	青松島〔陸前高田市〕	植栽復旧のための現地調査	陸前高田市教育委員会 教育長 山田市雄

## 3 ユネスコ無形文化遺産への登録について

- ・名称：「風流踊」
- ・記載決議日：令和4年11月30日
- ・本県の関連団体

名称	保護団体	市町村
永井の大念仏剣舞	永井大念仏剣舞保存会	盛岡市
鬼剣舞	鬼剣舞連合保存会（岩崎鬼剣舞保存会、滑田鬼剣舞保存会、朴ノ木沢念仏剣舞保存会、川西大念仏剣舞保存会）	北上市 奥州市

## 4 県指定文化財の保存管理等について

(1) 審議会委員による県指定文化財の調査報告実施報告について

○指定文化財：有形文化財（彫刻） 木造聖観音立像（一関市室根・南流神社）

調 査 日：令和4年11月7日（月）

調 査 委 員：政次 浩 委員

調 査 内 容：令和2年度補助事業で収蔵施設の環境整備（周辺木竹の伐採、収蔵庫内の湿度管理のための工事）を実施したことから、その後の状況を確認したもの。

### 【確認概要】

#### ①周辺木の伐採



平成元年度の収蔵庫周辺状況



補助事業後の周辺状況

#### ②収蔵庫環境整備>



庫内の空気循環のための換気口設置



庫内壁面には、調湿ボードを貼って、湿度管理を行っている。

※環境整備後、収蔵庫内の環境は改善されたが、温湿度データを記録し、一関市でデータを解析し、今後の収蔵庫管理に活かす予定。

○指定文化財：有形文化財（彫刻）木造不動明王坐像（平泉町・達谷西光寺）

調 査 日：令和4年11月7日（月）

調 査 委 員：政次 浩 委員

調 査 内 容：令和4年度補助事業の進捗及び仕上げ方法の確認をしたもの。

### ①左脇腹の処理について

#### 【確認内容】

後年（江戸時代と考えられる）の修理により削られた脇腹部分に新補材をはめ込み、全体的にバランスをとることとしたい。

#### 【指導内容】

新補材を取り付けることについては問題ない。ただし、当初材との接合に際し当初材を削ったり、化学的な接着剤などを使用したりしないこと（漆などの自然材を使用し、可逆性を持たせること）。



### ②左腕の収め方について

#### 【確認内容】

左腕の取り付け部の接着効果を高めるために、接合部を平滑にするなどの処理を行ってもよいか。

#### 【指導内容】

当初材を削ったり、穴を開けたりする行為は、文化財修理では行わない行為である。不整形の箇所を措置する際は、一枚板を挟んでその板を整形して当初材と接着すること。



### ③腕について

#### 【指導内容】

当初材に倣いカツラ材を使用したことから、新規の腕の重量がかなりあるため、腕を支える柄が重さに耐えられない可能性がある。もう一度腕を解体できるのであれば、もう少し内削りをして軽くした方がよい。

もしできないときには、新たな負荷をかけないように、腕と体をつなぐ部分にもう1～2本柄を入れることを検討してほしい。なお、当初材に負荷を掛けないこと、改変を行わないことを厳に伝えた。





○指定文化財：有形文化財（彫刻）木造阿弥陀如来坐像ほか（住田町・光勝寺）

日 時：令和4年12月2日（金）

調査委員：政次 浩 委員

調査内容：令和4年度補助事業で防犯設備改修工事を実施したことから、設備の確認と文化財の保存管理状況を確認したもの。

#### 【確認概要】



改修工事前



改修工事後

- ・須弥壇には既存の手動シャッターがついていたが、設置から40年ほど経過し不具合が生じていたため、電動シャッターに交換した。
- ・木造阿弥陀如来坐像、木像観音菩薩坐像、木像勢至菩薩坐像の三体は、東日本大震災後に修復工事を行ったこともあり、保存状況は良好であった。



## 令和3・4年度の埋蔵文化財調査体制等について

令和3年度の取組結果

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について  
(公財) 県文化振興事業団埋蔵文化財センターが実施
- 2 発掘調査について
  - (1) 復興事業関係の野外発掘調査  
→ ほぼ終息 (三陸沿岸道路に係る付帯工事に対応 : 2,060 m<sup>2</sup>)
  - (2) 通常事業関連の調査  
→ 国・県事業ともに減少 (R3年度 : 32,336 m<sup>2</sup>、R2年度 : 47,072 m<sup>2</sup>)
- 3 被災市町村の支援について
  - (1) 専門職員不在の市町村等への支援・指導
  - (2) 東日本大震災復興事業  
→ 室内整理作業 (陸前高田市分を県埋文センターへ委託)
- 4 震災発掘調査に係る「復興調査展」の開催 (県埋文センター主催)  
→ 宮古市民文化会館 (9/23~26の4日間で446名来場 : R3年度368名)



令和4年度の取組

- 1 発掘・試掘調査について
  - (1) 国、県関係の発掘調査、室内整理及び報告書刊行  
→ 通常事業、復興道路に係る付帯工事への対応等
  - (2) 通常事業関連  
【発掘調査】  
→ 国・県事業は減少 (12,090 m<sup>2</sup>)  
【試掘調査】  
→ 県の圃場整備に係る試掘調査が増加傾向にあり、秋田道拡幅に係る調査等、新規事業も増加 (R5年度も試掘予定)
  - (3) 市町村支援の発掘調査、被災資料整理を受託 (県埋文センター受託)  
【発掘調査】  
→ 北上市新規工業団地、釜石市消防屯所、野田小学校移転 (67,537 m<sup>2</sup>)  
【被災資料整理】  
→ 陸前高田市博物館における被災土器の修復・整理作業の支援
- 2 被災市町村の支援について  
→ 専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
- 3 震災発掘調査に係る「復興調査展」の開催 (県埋文センター主催)  
→ 洋野町民文化会館 (種市庁舎、11/12~20の9日間 : 746名の入場者)
- 4 震災復興に係る埋蔵文化財調査を総括するシンポジウムの開催 (県教委主催)  
→ いわて県民情報交流センター (R5.1.28 (土)、小田島組☆ほ〜る)

## 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

### 1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、柳之御所遺跡、やなぎのごしよいせき達谷窟たつこくのいわや（以上、平泉町）、しろとりたていせき白鳥館遺跡、ちようじゃがはらいじあと長者ヶ原廃寺跡（以上、奥州市）、ほねでらむらしようえんいせき骨寺村荘園遺跡（一関市）。

### 2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価」が求められたことから、これまで11件の評価を実施。平成31年4月に文化庁から「世界文化遺産の影響評価に係る参考指針」が示されたことから、令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の指標となる報告書を作成。
- (3) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

### 3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行した（令和2年3月）。
- (3) 平成30年2月の県・関係市町による申し合わせに基づき、今年度についても調査研究等を継続している。
- (4) 上記（3）に基づき、推薦書案及び保存管理計画等を作成・改定する作業を継続中。

## 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

### 1 概要

- (1) 構成資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」（史跡）
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産本部」（事務局：青森県）

### 2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出
- (4) 令和元年12月20日、閣議了解により、元年度のユネスコへの推薦が決定。
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (6) 令和2年9月、イコモスによる現地調査実施
- (7) 令和3年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告
- (8) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において、世界遺産登録決定

### 3 保存管理

「縄文遺跡群世界遺産協議会」（事務局：青森県）が中心となり、保存管理の全体的調整を行っている。



## 「明治日本の産業革命遺産」について

## 1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。  
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」提出。
- (7) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択され、令和 4 年 12 月までに「保全状況報告書」の提出が求められている。

## 2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準 (ii) に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準 (iv) に対応）

## 3 保存管理について

資産全体の管理を、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整する。

橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行うこととなっている。

現在、対応すべき主要課題は以下のとおり。

- ・構成資産に関する解説（インタープリテーション）の計画を策定すること。また各サイトの歴史全体についての理解を図ること。
- ・資産の一部に経年劣化が認められることから、石垣修復を実施する。石垣の一部を積み直し、落石防護ネットの使用、影響を及ぼす木根の除去を行う。

## 岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンターについて

## 1 施設の理念（目指す姿）

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設

## 2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで  
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末、毎月末日、資料整理日として5日間程度
- (3) 入館料 無料（令和5年4月1日から有料）

## 3 開館までの経過

2021.05.11 建物竣工  
2021.09.30 展示製作 終了  
2021.10.01 関係職員駐在開始（学芸担当、会計年度職員）  
2021.11.20 開館

## 4 展示資料点数

常設展示 301点（パネル・映像等を含む。うち重要文化財157点）

## 5 来館者数

令和4年12月末現在入館者数 29,309人（個人25,263人、団体4,046人）

## 6 その他

令和5年4月1日から、指定管理制度を導入する方向で調整中

## 改正文化財保護法に係る取組みについて

## 1 文化財保存計画大綱に基づく取組み

(1) 県 : 悉皆調査の実施

○津波記念碑 (R 3～) 現地調査 (沿岸 5 市町村) 実施済

○高地性集落 (R 4～) 現地踏査 (3 市町村) 実施済

(2) 市町村 : 文化財保存活用地域計画の作成 (4 市)

R 5 年度認定申請 花巻市、釜石市

R 6 年度 // 宮古市

R 8 年度 // 奥州市

## 2 地方登録制度への対応

(1) 文化財の地方登録制度 (R 4. 4～)

## 文化財登録制度

国	登録有形文化財	建造物、美術工芸品
	登録無形文化財	芸能、工芸技術
	登録有形民俗文化財	生活用品、工業製品
	登録無形民俗文化財	風俗習慣、風俗芸能、民俗技術
	登録記念物	遺跡、名勝地、動植物、地質鉱物

## 地方 (任意の類型)

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる 【法第 182 条、第 182 条の 2】

令和 4 年 4 月 1 日施行

## 登録による効果

- 重要文化財より緩やかな制限であり、修繕・改築による幅広い活用が可能
  - 税制面での優遇、修理等の費用への補助を受けられる
- 助成事業 (国)
- 所有者や管理を行う指定地方公共団体等への補助
    - ・保存修理に係る設計監理事業
    - ・公開活用事業

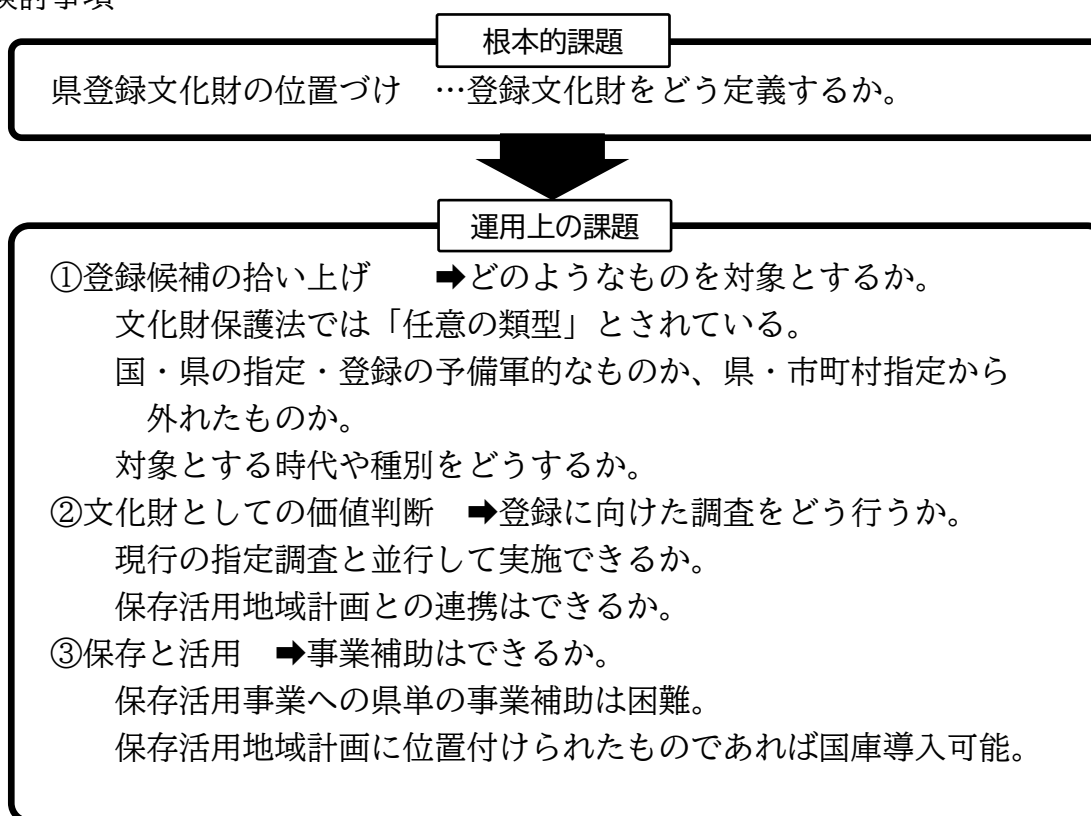
## (2) 委員からの意見

- 登録文化財の件数は、今や重要文化財を凌駕する程に急激な伸びを示している。登録文化財は本来指定もれの文化財を対象としている訳で、きちんとした価値基準を確立することが必要。国が緊急的に導入した登録制度というものを地方においてどう位置付けていくべきか、議論を進めていきたい。
- 文化財に登録されることで周囲の評価が変わる。特にも県内に多くある無形民俗文化財、郷土芸能について、指定が難しいものも登録して保存することができるのではないか。
- 建造物について登録数を見ると、全国的に見て岩手県は少ない。国登録を補完する形で県登録制度を整備すれば街づくりに活用できる。
- 制度導入にあたって、先行事例を見ながら時間をかけて検討するのがあるべき姿である。登録制度は広い範囲で網掛けができる。例えば漆文化・漆産業のような県土全体に広がるテーマも対象になるのではないか。

## (3) 制度導入に向けた検討

- 他都道府県、政令市の動向を踏まえて、制度を検討している。
- 他都道府県の動向については前回報告したとおり。
  - ・ 都道府県では、千葉県、和歌山県で新たに制度を導入済。
  - ・ 北海道・東北地区では仙台市で導入済み、その他の同県では検討中。  
仙台市の登録文化財は45件〔建造物24、彫刻16、無形民俗5〕  
市町村（政令市除く）では、宮城県名取市、山形県大石田町で導入。  
名取市32件〔美術工芸品13、有形民俗2、記念物3、歴史資料14〕

## ○検討事項



## 諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称 ・ 員 数	紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳 1巻 （しほんぼくしょ てんだいじほんどうさいこうかんじんちょう）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	二戸市浄法寺町御山久保 33 番地 宗教法人 天台寺
文化財の所在場所	二戸市浄法寺町御山久保 35 番地 浄法寺歴史民俗資料館
指 定 理 由	<p>天台寺本堂再興勸進帳は、天正 5 年（1577）4 月に「榮澄」という武蔵国出身の真言僧が記したもので、天台寺本堂の修理の必要性とそのため の勸進を願う趣旨などとともに、天台寺の由緒や仏像の由来、八葉山に 関することなどが記されている。さらに、天台寺が神亀 5 年（728）に 聖武天皇の勅願を受けて行基が開山したと伝えられることが記されて おり、これまで知られていた明暦 3 年（1657）の「桂泉観音書上」の 記述と同様の由緒が、中世においても確認できる資料である点に価値 がある。</p> <p>また、本資料作成時（天正 5 年）の本堂が、正平 2 年（1347）に再興 したものであるとの記述もあり、万治元年（1658）に建立された現 在の本堂以前の状況を伝える資料としても貴重である。</p> <p>勸進帳は鎌倉時代から盛んに作られるようになったといわれているが、 東北地方では現存する中世の勸進帳は少なく、天台寺に関わる勸進の 資料としては、文化 9 年（1812）の池本坊の勸化帳などが現存して いるが、中世の勸進帳としては本資料が残るのみである。</p> <p>本資料は、平成 25 年から 31 年にかけて行われた重要文化財天台寺 本堂及び仁王門の保存修理工事の最中に発見されたもので、これまで 知られていなかった中世後期における天台寺の縁起・由緒、および信 仰の実態を伝える資料として価値が高く、また東北地方でも数少な い中世の勸進帳としても貴重である。</p> <p><b>【岩手県文化財指定基準】</b></p> <p><b>有形文化財指定基準 歴史資料の部</b></p> <p>1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事 象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。</p>



# 指定文化財調査報告書

調査員 高橋 正

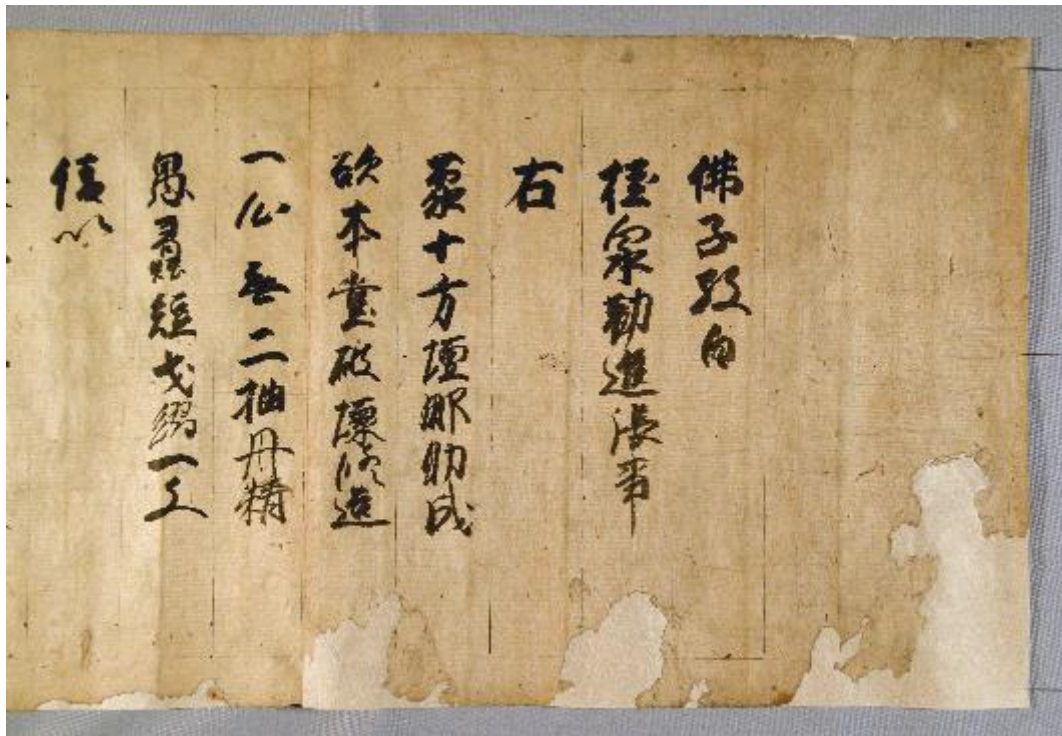
令和4年7月11日ほか

1 所有者の住所・氏名	二戸市浄法寺町御山久保33番地 宗教法人 天台寺
2 文化財の所在場所	二戸市浄法寺町御山久保35番地 浄法寺歴史民俗資料館
3 種別	有形文化財（歴史資料）
4 名称	紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳
5 員数	1巻
6 品質・形状	(形状) 卷子装、本紙紙数は9紙 (品質・構造) 料紙は楮紙、軸首は当初は金軸であったが、平成29年度の修理により紫檀頭切軸となる。 (構造) 紙本墨書
7 寸法・重量	(法量) 縦27.0 cm×横324.0 cm (巻末補紙、軸を含む) 巻末補紙・軸法量—27.0 cm×22.5 cm 本紙法量—27.0 cm×301.5 cm 第1紙 28.7 cm 第2紙 38.8 cm 第3紙 38.8 cm 第4紙 38.2 cm 第5紙 35.8 cm 第6紙 24.7 cm 第7紙 20.3 cm 第8紙 38.2 cm 第9紙 38.0 cm  (保存状態) 平成29年度に保存修理を施工し、現状は良好な状態にある。
8 作者	榮澄（仮名海翁）
9 時代又は年代	天正5年（1577）4月吉日との奥書あり
10 画讃・奥書・銘文等	「武蔵所生真言沙門假名海翁」「實名榮澄（花押）」「此料昏浄蓮寺周光御合力也」 *「料」は「米」偏に「斤」
11 伝来	平成25年から平成31年にかけて重要文化財天台寺本堂及び仁王門の保存修理工事が行われ、その修理工事における半解体修理の最中に本資料が発見され、天台寺文書として伝来することとなった。

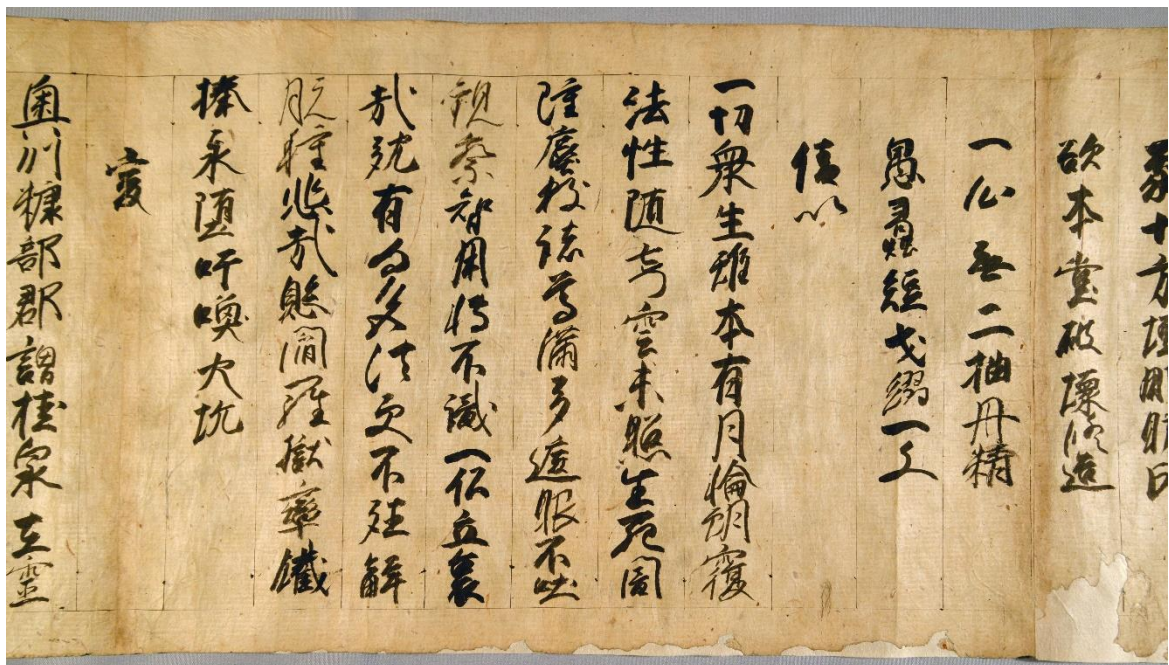
12 その他	
13 所見	<p>勸進は社寺や仏像などの造立修補や經典刊行などのために、信者や有志にその費用を寄進させ、仏縁を結ばせることをいい、その趣旨や目的を書いて寄付を募るときに用いる文書のことを勸進帳という。</p> <p>本資料は天正5年4月に「榮澄」という武蔵国出身の真言僧が記したもので、その内容は、本堂の修理の必要性とそのための勸進を願う趣旨などとともに、天台寺の由緒や仏像の由来、山号八葉山に関すること、正平2年の再興以降の状況、正観音の功德に関すること等が記されている。とりわけ、天台寺が神亀5年（728）に聖武天皇の勅願を受けて行基が開山したと伝えられることが記されており、明暦3年（1657）の「桂泉観音書上」（池本坊文書）等に見られる「神亀五之年聖武皇帝御建立」という記述よりも80年前に、同様の由緒が記された資料とみることができる。これは天台寺が盛岡藩主南部重直によって現在の本堂と仁王門が造営される以前より、こうした伝承が伝えられていたことを示す意味でも意義深い。</p> <p>また、正平2年（1347）に再興した本堂が天正5年現在の本堂であったことも記述されており、万治元年（1658）に建立された現在の本堂以前の状況を伝える資料としても貴重である。同時代の関連する資料が残っていないため、現状ではこの勸進の結果として、どの程度の効果があったのか等その後の状況については明らかではない。</p> <p>作者榮澄は武蔵国出身の真言僧であるが、「三密の修行の次いで、此の国に下り西門にて一年を送る」という縁で、この勸進帳をしたためたと思われる。この時代にこの地域（浄法寺）を「西門（にしかど）」と呼んでいたことも確認できる。また、この料紙は「浄蓮寺周光」の助けを得て作成した旨が末尾に記されている。浄蓮寺は旧浄法寺町田屋に存在した寺院と伝えられるが、中世における資料は現在のところ確認されていない。近世に入ってから資料によると、延享2年（1745）の「浄法寺由緒」には元禄年間に浄蓮庵という寺があったと伝えられており、浄蓮庵は一戸町の黄檗宗吉王寺の末寺で、「内史略」には一時本山黄檗宗福聚山大慈寺の末寺として支配されていたと記されているが、管見の限りでは榮澄に関して、これ以上の情報を知る資料を現在の状況では見いだすことはできない。中世の勸進帳では作成者について「某沙門」「沙門」などと記され、勸進僧の名を記さないケースが多いことを鑑みると、本資料はむしろ勸進帳を作成した人物の情報を少なからず伝えているとも言えよう。</p> <p>勸進帳は鎌倉時代頃から盛んに作られるようになったといわれているが、現存する勸進帳の類例は必ずしも多くはない。東北地方における中世の勸進帳については、自治体史等によれば本資料の他には山形県慈恩寺の金堂造営勸進状（永正5年6月）などが知られている（山形県史 資料編14 慈恩寺史料）。なお、江戸時代後期になると文化9年（1812）の池本坊の勸化帳などが天台寺に関わる勸進の資料としても現存しているが、東北における中世の勸進帳</p>

としては貴重な資料と考える。

本資料は中世後期における天台寺の縁起・由緒を伝える資料として価値が高く、また東北地方では数少ない中世の勸進帳としても貴重である。



天台寺本堂再興勸進帳 第1紙



天台寺本堂再興勸進帳 第2紙



捧承頂吁喚大坑  
 實  
 蘭川隸部郡詔桂泉五堂  
 地無雪本有竹竹末白  
 生揚他系尺此應用權限  
 世音 寔是  
 自玉浦本生身宛拔云悲心  
 地有唯此一子雖云依云望  
 為核惜不知其而任街得云  
 純然門以行甚菩薩神志  
 五年始念佛所聖長天會  
 身祇願不悔仁園於一字之間  
 已

天台寺本堂再興勸進帳 第3紙

五年始念佛所聖長天會  
 身祇願不悔仁園於一字之間  
 已  
 能入佛化則天結儘蓋花場  
 地數續產綿綿修江漢經言  
 音響瓊瑤羅網疑天人收  
 樂 加之  
 行基刻彫名佛峙三十余室  
 况復  
 蓮台造作二王眼勢恣怒威  
 僧鬼神敏眉園山成就趣如斯  
 從今以來  
 山名八葉山寺身天在古  
 觀史

天台寺本堂再興勸進帳 第4紙



從今以來  
 山名八葉山寺号天台寺  
 觀史  
 又堂示衆後堅三五六塔三時  
 訂則未始天長地久祇願大德  
 乞佛力以平等大會園廣  
 人禽獻唱三密自樂去者  
 花与鸟空宣下乃至自空  
 妙珍鏡花方言山岳跡推現  
 知之衆生首播如意成舟法  
 用石經渴仰西仍水流信真  
 如江任月波信而初為  
 龍瑞誠心山者八葉九子賀

天台寺本堂再興勸進帳 第5紙

知之衆生首播如意成舟法  
 用石經渴仰西仍水流信真  
 如江任月波信而初為  
 龍瑞誠心山者八葉九子賀  
 可謂鄙率內院至同一度參  
 所華王世撥化方陰難拒  
 懷中七环地界少傾巧至  
 始間隔法入空門  
 五  
 為無與時代正平二年假巧  
 逐事者今祇堂是也  
 柳陰仁日為天寺之五之百歲  
 過徑佛江會靈鎮仁王百代  
 終語王法蕊初命山豈及仁

天台寺本堂再興勸進帳 第6紙



始開階行入堂一  
 五  
 為真與時代正平二年假巧  
 近事者之今御堂是也  
 柳陰仁日為天也之五之百歲  
 過徑佛行會靈鎮仁王百代  
 終淨王法茂勅命山豈及仁  
 室如佛於隸上膏隨風天雨  
 進御真體板敷朽已不草茂  
 室內實心有海聖發無以摺  
 願後仍身國家者初其俗  
 合後堂修理  
 重乞  
 此中正觀音六觀通一人道

天台寺本堂再興勸進帳 第7紙

進徑佛行會靈鎮仁王百代  
 終淨王法茂勅命山豈及仁  
 室如佛於隸上膏隨風天雨  
 進御真體板敷朽已不草茂  
 室內實心有海聖發無以摺  
 願後仍身國家者初其俗  
 合後堂修理  
 重乞  
 此中正觀音六觀通一人道  
 主洒一切衆生蓮花偏消  
 噴志炎而以音門品  
 對可露行雨滅障頑拙痛  
 如何現  
 於一金一兩乃至一錢中錢

天台寺本堂再興勸進帳 第8紙

對耳露竹兩成陳頑拙  
 如何現  
 於一金一兩乃至一錢中錢  
 賊劫現世得自在神力福智  
 保乃言命期乘三子空室校  
 未途御手初進張翅蓋以如斯  
 本於少門致向  
 千所天正五年丁巳月廿日  
 雖埋身龍門乘上玉簡筆跡極三香脆  
 藏版其一卷古志題者大慈大悲言利生二世是記為今啟此  
 已平拓心中所領叶給言三三事經余也凡言中人天頭今以此經  
 三卷諸行法以圖下所門一乘是行折爾言直不及  
 此新解諸通寺因光合月已  
 實若果木堂  
 此新解諸通寺因光合月已

天台寺本堂再興勸進帳 第9紙

天台寺本堂再興勸進帳（天台寺文書）

〔天正五年四月 榮澄〕

佛子敬白

桂泉勸進張事、

右

蒙（種）十方壇那助成、

欲（種）本堂破壊修造、

一心無二抽（種）丹精、

愚蠢短才綴（種）一文、

倩以

一切衆生雖（種）本有月輪、朝覆

法性（種）隨（種）妄雲、未（種）照（種）生死闇、

雖（種）塵救諸尊滿（種）、多遮（種）眼不吠、

觀察智用轉（種）不識（種）一仏立、哀

哉、耽（種）有為色法（種）、更不（種）殖（種）解

脫種（種）、悲哉、懸（種）閻羅獄率鐵

棒（種）、永墮（種）叫喚火坑（種）、

爰

奥州糠部郡謂（種）桂泉（種）在（種）靈

地（種）、然處、本有法身如来、為（種）衆

生（種）樓作、乘（種）大悲（種）應（種）用（種）權現觀

（1）

仏子敬白  
うやまつてもうす  
けいびやくす

桂泉勸進帳の事

右は

十方壇那の助成を蒙り

本堂破壊の修造をせんと欲す、

一心無二に丹精（種）を抽（種）んで

愚蠢短才なれど一文（種）を綴（種）る。

倩以  
つらつらおもんみれば

一切衆生本有月輪なりといえども、朝に法性を

覆い妄雲（種）に随（種）つて未（種）だ生死の闇を照らさず、

塵救諸尊満つといえども、多く眼を遮り吠（種）がず

觀察智用不識（種）を転じて一仏の立つ、哀哉、

有為色法（種）に耽（種）り、更（種）に解脱（種）の種（種）を殖（種）ず、

悲哉、閻羅獄率の鉄棒（種）に懸（種）り、

永く叫喚（種）の火坑（種）に墮（種）る、

爰  
こゝに

奥州糠部郡に桂泉と謂う靈地在り、

然る処、本有法身如来、衆生の為（種）に

樓を作る、大悲（種）に乗（種）じてまさに權現觀

世音<sup>一</sup>、寔是

自然涌出生身、取極大悲心

地、属<sup>二</sup>唯此一尊<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>然、依<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>契<sup>二</sup>

当機<sup>一</sup>、暫不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其所住<sup>一</sup>、漸得<sup>二</sup>

純熟時剋<sup>一</sup>、行基菩薩神龜

五年始<sup>二</sup>念佛所<sup>一</sup>、聖武天皇

号<sup>二</sup>御願所<sup>一</sup>、構<sup>二</sup>仏閣於一字七間<sup>一</sup>、

已

儲<sup>二</sup>入佛軌則<sup>一</sup>、天結<sup>二</sup>幡蓋花鬘<sup>一</sup>於

地敷<sup>二</sup>綾羅錦繡<sup>一</sup>、修法讀經言

音響<sup>二</sup>瓔珞羅網<sup>一</sup>、疑<sup>二</sup>天人妓

樂<sup>一</sup>、加之、

行基刻<sup>二</sup>彫名佛<sup>一</sup>、峙<sup>二</sup>三十余室<sup>一</sup>、

況復、

運慶造<sup>二</sup>作二王<sup>一</sup>、眼勢忿怒威

惶、鬼神皺<sup>レ</sup>眉、開山成就趣如<sup>レ</sup>斯、

従尔以来

山名<sup>二</sup>八葉山<sup>一</sup>、寺号<sup>二</sup>天台寺<sup>一</sup>、

視夫

大堂前衆徒堅<sup>二</sup>三九六坊<sup>一</sup>、三時

法則未<sup>レ</sup>懈、天長地久御願圓滿

乞<sup>二</sup>佛力<sup>一</sup>、後平等大會、菌廣

々、禽獸唱<sup>二</sup>三密<sup>一</sup>自樂、去者、法

花如<sup>レ</sup>鳥飛<sup>レ</sup>空、下乃至自然出<sup>二</sup>

(2)

世音に用ふべし、寔是

自然涌出の生身、最極大悲の心地

唯此の一尊に属す、然といえども、当機の契り

無きによつて暫く其の所住を知らず、漸く

純熟の時剋を得て、行基菩薩神龜

五年念佛所を始む、聖武天皇の

御願所と号し、仏閣を一字七間に構う、

已

入仏の軌則を儲け、天に幡蓋、花鬘を結び

地に綾羅錦繡を敷く、修法読経の言音

瓔珞羅網に響き、天人の妓樂に疑う、

加之

行基名仏を刻彫し、三十余室に峙う、

況復

運慶仁王を造作す、眼勢忿怒威惶、

鬼神眉を皺む、開山成就の趣斯の如し、

従尔以来

山を八葉山と名づけ、寺を天台寺と号す

視夫

大堂の前に衆徒三九六坊を堅て、三時の

法則未<sup>レ</sup>懈、天長地久御願圓滿の

仏力を乞う、後に平等大会、菌広々、

禽獸三密を唱え自樂しむ、去者

法花は鳥の如く空を飛び、下は乃至自然に



妙聲説<sup>一</sup>、左方高山垂<sup>二</sup>跡権現<sup>一</sup>

和光衆生首播<sup>二</sup>如意<sup>一</sup>成<sup>二</sup>弁徳<sup>一</sup>

用<sup>一</sup>、右谿渴仰帰、仍水流浮<sup>二</sup>真

如法性月<sup>一</sup>、洗<sup>二</sup>信前邪聚<sup>一</sup>

罪垢<sup>一</sup>、誠此山者八葉九尊質

可<sup>レ</sup>謂<sup>二</sup>都率内院<sup>一</sup>、然間、一度参

詣輩、在世撥<sup>二</sup>他方孽藁難<sup>一</sup>、招<sup>二</sup>

懷中七珍<sup>一</sup>、他界夕頓断<sup>二</sup>無

始間隔<sup>一</sup>、深入<sup>二</sup>定門<sup>一</sup>、

方今

尋<sup>二</sup>再興時代<sup>一</sup>、正平二年假巧

匠事、看々今御堂是也、

抑陰仏日西天雲、五々百歳

過経、佛法貧<sup>二</sup>靈領<sup>一</sup>、仁王百代

終謗<sup>二</sup>王法<sup>一</sup>、蔑<sup>二</sup>勅命<sup>一</sup>、豈及<sup>二</sup>仏

室加修<sup>一</sup>耶、肆上葺随<sup>レ</sup>風、天雨

近<sup>二</sup>御真体<sup>一</sup>、板敷朽、已千草茂<sup>二</sup>

室内<sup>一</sup>、爰以<sup>二</sup>有縁聖<sup>一</sup>、発<sup>二</sup>無比誓

願<sup>一</sup>、投<sup>二</sup>仍身<sup>一</sup>国家普勸<sup>二</sup>真俗<sup>一</sup>、

企<sup>二</sup>彼堂修理<sup>一</sup>、

重乞

就中、正観音六趣随<sup>一</sup>、人道

主涌<sup>二</sup>一切衆生<sup>一</sup>、蓮花滴消<sup>二</sup>

噴恚炎<sup>一</sup>、所以普門品、

(3)

妙声の説を出す、左方の高山に権現は垂跡し、

和光の衆生は首に如意を播き徳用を成弁す、

右の谿は渴仰に帰す、仍つて水の流れに真如

法性の月を浮べ、信前の邪聚の罪垢を洗う、

誠に此の山は八葉九尊の質、

都卒の内院と謂つべし、然間、一度参詣の輩、

在世には他方の孽藁を揆き、懷中に七珍を招く、

他界の夕には頓無始の間隔を断じ、

深く定門に入る

方今

再興の時代を尋るに、正平二年仮りの巧

匠の事、看々今の御堂是なり、

抑陰仏の日、西天の雲、五々百歳を

過経す、仏法靈領を食り、仁王百代

終に王法を謗り、勅命を蔑す、豈仏室の

加修に及ぶ耶、肆に上葺き風に随い、天雨

御真体に近づく、板敷は朽ち、已に千草

室内に茂る、爰に有縁の聖をもって、無比の誓願を発し、

仍つて身を投じて 国家の普く真俗に勧め、彼の堂の

修理を企つ、

重乞

就中、正観音は六趣の随一、人道の主にして一切衆生を涌め

蓮花の滴、噴恚の炎を消す、

所以は普門品、

澍<sup>ニ</sup>甘露法雨<sup>一</sup>、滅<sup>ニ</sup>除煩惱焰<sup>一</sup>、

如何況、

於<sup>ニ</sup>一金一兩乃至一紙半錢

財施<sup>一</sup>、現世得<sup>ニ</sup>自在神力<sup>一</sup>、福智

保如<sup>レ</sup>雲、命期乘<sup>ニ</sup>三尊紫雲<sup>一</sup>、授<sup>ニ</sup>

来迎御手<sup>一</sup>、勸進張趣<sup>ニ</sup>、蓋以如<sup>レ</sup>斯、

本願沙門敬白

于時天正五年<sup>丁丑</sup> 四月吉日

甘露の法雨を澍ぎ煩惱の焰を滅除す、

如何況

一金一兩乃至一紙半錢の財施においては、

現世に自在の神力を得、福智を保つこと

雲の如し、命期には三尊の紫雲に乗じて、

来迎の御手に授かる、勸進帳の趣、蓋以斯の如し、

本願沙門敬白

時に天正五年<sup>丁丑</sup> 四月吉日

雖<sup>レ</sup>埋<sup>ニ</sup>身龍門原上土<sup>一</sup>、留<sup>ニ</sup>筆跡<sup>一</sup>、待<sup>ニ</sup>三會曉<sup>一</sup>、  
奉<sup>レ</sup>皈<sup>ニ</sup>真一卷書<sup>一</sup>志趣者、大慈大悲蒙<sup>ニ</sup>利生<sup>一</sup>、<sup>ニ</sup>  
世悉地為<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>成就<sup>一</sup>也、

平招々々、心中所願ヲ叶給<sup>テ</sup>、譬五三季短命也ト

モ、心中之大願ヲ令<sup>ニ</sup>成就<sup>一</sup>給而已、

三密修行次<sup>テ</sup>、此國下西門<sup>ニ</sup>テ、一年ヲ送、一代ノ折

角言宣不<sup>レ</sup>及、

武蔵所生真言沙門假名海翁

實名榮澄（花押）

此新<sup>ニ</sup>昏浄蓮寺周光御合力也、

〔6〕

身を龍門原上の土に埋ずむといえども、筆跡を留め、三會の曉を待つ、  
一卷の書を帰真（寄進力）し奉る志趣は、大慈大悲の利生を蒙り、<sup>ニ</sup>  
世の悉地を成就せしめんがためなり、

平らに招む、平らに招む、心中の所願を叶え給え、譬五三季短命なり

とも、心中の大願を成就せしめ給うのみ、

三密の修行の次で、此の国に下り西門にて一年を送る、一代の折角、

言宣 及ばず、

武蔵の所生、真言沙門、假名海翁

実名 榮澄（花押）

此料紙は浄蓮寺周光の御合力なり

菅野澄順「天台寺本堂再興勸進帳」『論集』第4号

（中尊寺仏教文化研究所 平成29年）に拠る

# 岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日  
条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例(昭和32年岩手県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 文化財保護法(抜粋)

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して、当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## 岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例（昭和51年岩手県条例第45号）第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

# 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

## 第1 有形文化財指定基準

### 絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

### 書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

### 古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

### 考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。



## 歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

## 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

## 第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

### 無形文化財指定基準

#### 芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
  - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
  - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
  - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

#### 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
- (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

## 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

### 芸能関係

#### 保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

#### 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

### 工芸技術関係

#### 保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

#### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

## 第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
  - (1) 衣食住に用いられるもの  
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
  - (2) 生産、生業に用いられるもの  
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
  - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの  
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

- (4) 交易に用いられるもの  
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの  
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの  
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの  
例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの  
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの  
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの  
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

#### 第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

##### 無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。

## 無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

### 保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

### 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

## 第5 史跡名勝天然記念物指定基準

### 史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 菓園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

### 名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼

- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

## 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

### 1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

### 2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

### 3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象

- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
  - (11) 氷雪霜の営力による現象
  - (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

## 第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

### 選定保存技術の選定基準

#### 1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措を講ずる必要があるもの。

#### 2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

### 選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

#### 保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

#### 保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団も含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和5年2月3日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27のうち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1のうち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	10	11
		彫 刻	23のうち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17のうち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1のうち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	7	10
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	2	10	12
		無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	8	32	40	
	無 形 民 俗 文 化 財	9 保持団体13	41	50	
記 念 物	史 跡	32のうち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	37	69	
	名 勝	9のうち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6のうち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14のうち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13のうち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	18
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	176	401	577		
選定保存技術	1 保持団体 1		1		
登 録	登録文化財（建造物）	100 31箇所		100	
	登録有形民俗文化財	1		1	
	登録記念物	3		3	
	281	401	682		



過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種類	名称	指定年月日	市町村名
24	彫刻	木造十一面観音立像 附胎内仏・木造僧形立像	24.11.13	釜石市
	無形民俗文化財	一戸の山伏神楽	24.11.13	一戸町
	古文書	軽邑耕作鈔及び遺言	25.04.05	軽米町
	工芸品	南部家伝来提帯	25.04.05	盛岡市
	無形民俗文化財	布佐神楽	25.04.05	一関市
	無形民俗文化財	門中組虎舞	25.04.05	大船渡市
	無形民俗文化財	南部藩壽松院年行司支配太神楽	25.04.05	釜石市
25	考古資料	徳丹城跡出土品	25.11.05	矢巾町
	歴史資料	大槻家旧蔵板木	25.11.05	一関市
	有形民俗文化財	姉体庚申塔（寛永十二年銘）	25.11.05	奥州市
	史跡	湯舟沢環状列石	25.11.05	滝沢市
	工芸品	南部家伝来具足下着	26.04.22	盛岡市
	工芸品	長胴太鼓	26.04.22	二戸市
	無形民俗文化財	駒木鹿子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	長野獅子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	板澤しし踊り	26.04.22	遠野市
26	考古資料	渥美 灰釉壺	26.11.07	盛岡市
	古文書	嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山家文書 附 三重箱	27.04.07	田野畑村
	無形民俗文化財	犬吠森念仏剣舞	27.04.07	紫波町
27	彫刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造天部形立像（伝毘沙門天）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝虚空蔵菩薩）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	27.11.06	花巻市
	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	27.11.06	盛岡市
	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	28.04.15	陸前高田市
28	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28.09.06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29.4.7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29.4.7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29.4.7	一関市
	無形民俗文化財	大宮神楽	29.4.7	盛岡市
29	彫刻	木造不動明王立像	29.11.14	一関市
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	29.11.14	一関市
	絵画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30.4.13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30.4.13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30.4.13	花巻市
	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30.4.13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
30	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30.12.7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31.4.16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝十一面観音）	31.4.16	遠野市
	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31.4.16	遠野市
31	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2.4.7	宮古市
	考古資料	長倉Ⅰ遺跡出土品	2.4.7	軽米町
	無形民俗文化財	八木巻神楽	2.4.7	花巻市
2	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2.11.13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	2.11.27 (追加指定)	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3.4.9	紫波町
3	有形民俗文化財	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料	4.4.8	盛岡市
	無形民俗文化財	南日詰大神楽	4.4.8	紫波町
	史跡	久慈城跡	4.4.8	久慈市

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
24	第1回			1								1					2	7	
	第2回				1			1				3					5		
25	第1回							1	1		1		1				4	9	
	第2回				2							3					5		
26	第1回							1									1	3	
	第2回							1				1					2		
27	第1回			4	2												6	7	
	第2回				1												1		
28	第1回							1									1	5	
	第2回				1				1			2					4		
29	第1回			2													2	6	
	第2回		1					1				1		1			4		
30	第1回											1					1	4	
	第2回	1		1	1												3		
31 元	第1回																0	3	
	第2回			1					1			1					3		
2	第1回											2					2	3	
	第2回	1															1		
3	第1回																0	3	
	第2回										1	1	1				3		
合計		2	1	9	8	0	0	4	4	1	0	1	15	1	0	1	0	50	